

平成 2 9 年 第 1 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成29年第1回京丹波町議会臨時会

平成29年5月15日(月)

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第45号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修  
工事請負契約の変更について
- 第9 議案第46号 和解及び損害賠償額の決定について
- 第10 議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 坂本 美智代 君
- 2番 東 まさ子 君
- 3番 森田 幸子 君

- 4 番 篠塚 信太郎 君  
5 番 山田 均 君  
6 番 山内 武夫 君  
7 番 山下 靖夫 君  
8 番 原田 寿賀美 君  
9 番 山崎 裕二 君  
10 番 村山 良夫 君  
11 番 岩田 恵一 君  
12 番 北尾 潤 君  
13 番 梅原 好範 君  
14 番 鈴木 利明 君  
15 番 松村 篤郎 君  
16 番 野口 久之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

- 町 長 寺尾 豊爾 君  
副 町 長 畠 中 源一 君  
参 事 伴 田 邦雄 君  
参 事 山 田 洋之 君  
総務課長 中 尾 達也 君  
監理課長 野 村 雅浩 君  
税務課長 松 山 征義 君  
住民課長 長 澤 誠 君  
土木建築課長 山 内 和浩 君

6 出席事務局職員（2名）

- 議会事務局長 堂 本 光浩  
書記 山 口 知哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番議員・篠塚信太郎君、5番議員・山田均君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第2号ほか6件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

5月12日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第52号の発行をいただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第10 議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10 議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成29年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

軽自動車税におけるグリーン特例の期間延長など、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

地方税の課税免除等に伴う措置について、現行の対象事業のうち、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するものであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額について改定を行うものであります。

議案第45号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、平成29年第1回議会定例会で議決いただきました本工事請負

契約の契約金額に103万3,560円を追加し、8,647万7,760円とすることを  
お願いするものです。

当初から予定しておりました高欄取替工を行うに当たり、支柱を固定するアンカーボルト  
の位置等の状況を確認するため、試験的に削孔を行ったところ、既設地覆の鉄筋が支障とな  
ることが判明したため、アンカー設置位置等を変更すること、及び設置に当たり地覆のコン  
クリートの不陸を調整する工事が必要となったことにより工事費を増額するものであります。

議案第46号 和解及び損害賠償額の決定につきましては、住民基本台帳事務における  
支援措置申出者の現住所が記載された「児童手当・特例給付現況届」を本町が、平成28年  
6月10日に加害者である夫に誤って送付したことにより発生した損害を賠償し、和解する  
ことについて議会の議決をお願いするものであります。

本件につきましては、あってはならない事務処理上の誤りによるものであり、当事者様  
に深くお詫び申し上げますとともに、町民の皆様の信頼を損なう事態となったことに対し、  
ここにお詫び申し上げる次第でございます。

今後は、徹底した点検と確認体制の強化を図り、二度とこのような誤りが発生しないよ  
う努めてまいります。

なお、職員につきましては、厳正な処分をいたしましたので、何卒ご理解賜りますよう、  
お願い申し上げます。

議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補  
正前の額109億6,200万円に26万7千円を追加し、補正後の額を109億6,22  
6万7千円とすることをお願いしております。

今回の補正は、議案第46号「和解及び損害賠償額の決定について」に関連するもので  
あり、和解の相手方に対する損害賠償額のうち、平成28年度において概算払いをした額を  
除く残額について補正をお願いするものであります。

また、歳入につきましては、損害賠償金の金額が、全国町村会総合賠償補償保険制度で  
補てんされることから、財源調整を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただき  
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、承認第2号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の  
専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、施行期日を平成29年4月1日とする必要のある部分について措置をさせていただいたものであります。改正の概要につきましては、今回公布されました改正地方税法につきましては、平成29年度税制改正大綱を受け、車体課税をはじめ、個人住民税や固定資産税などにおいて、わが国の経済成長の底上げのために、経済の好循環を促す観点から税制上必要な措置が講じられたところであります。今回の町税条例の改正案につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づきまして、必要な整理をお願いするものであります。

それでは町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明を申し上げます。

また、新旧対照表の最終ページに今回の改正の概要資料の添付をさせていただいておりますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

最初に、新旧対照表1ページから2ページをご覧ください。

第33条につきましては、地方税法改正によりまして上場株式等による配当及び譲渡所得に係る課税申告について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、個人住民税の申告書が提出された場合につきましては、その申告書に記載された事項を基に課税できることなどを明確化する改正が行われたことに基づきまして規定においても同様に文言の表現等について必要な整理を行うものであります。

次に、2ページから3ページをご覧ください。第34条の9につきましては、先ほどの第33条の改正に伴いまして、規定において関連する条文表現などについて、必要な整理を行うものであります。

次に、3ページから6ページ、第48条をご覧ください。こちらにつきましても、地方税法の改正に伴う条文表現等の整理を行うものでございます。条文中における引用条項における条ズレ及び文言修正など、必要な整理を行うものであります。

次に、6ページから8ページ、第50条でございます。こちらにつきましても法改正に伴いまして条文表現等の整理を行うものであります。条文における文言修正及び適用条項など必要な整理を行うものであります。

次に、8ページ、第61条をご覧ください。償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例において震災等により滅失した償却資産等に係る条項が新たに法改正で追加されたことに伴いまして、規定におきましても同様に条文中における適用条項の追加及び必要な文言修正など整理を行うものであります。

次に、８ページから９ページ、第６１条の２をご覧ください。こちらでも地方税法改正に基づきまして、家庭的保育事業等の保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例条項が新たに法整備により追加されたことに伴いまして、規定においても関係する内容について新たに条項を設けるとともに、定める割合を明記するものでございます。

同じく９ページ、第６３条の２につきましては、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションの税額算定に係る補正方法の見直しが法改正により行われたことに伴いまして、規定における適用条項並びに文言の修正等、必要な整理を行うものでございます。

次に、９ページから１１ページ、第６３条の３につきましては、特定被災共用土地に係る固定資産税額の按分の申出等について、新たに被災市街地復興推進地域に定められた場合の整理が法改正によりなされたことに伴いまして、規定においても同様に必要な整理を行うものであります。

次に、１１ページから１２ページ、第７４条の２をご覧ください。被災住宅用地等に係る固定資産税の課税標準の特例について、被災市街地復興推進地域に定められた場合の整理が法改正によって行われたことに伴いまして、規定においても同様に必要な整理を行うものでございます。

次に、１３ページをご覧ください。附則第８条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限について、現行の平成３０年度から平成３３年度まで、３年間の延長を法改正により行われたため、規定においても同様に必要な整理を行うものでございます。

同じく、１３ページ、附則第１０条につきましては、こちらでも地方税法の改正による新たな条項の設置によりまして、条ズレが発生したことに伴いまして、規定における適用条項の修正など、必要な整理を行うものであります。

次に、１３ページから１４ページ、附則第１０条の２につきましては、地方税法附則の改正に伴う新たな条項設置及び条項の廃止等に伴う条ズレに対応するための改正でございます。規定における適用条項の追加及び修正等、必要な整理を行うものであります。

次に、１４ページから１９ページ、附則第１０条の３につきましては、新築住宅等に係る固定資産税の減額に係る申告についてを定めておりまして、今回の法改正に伴いまして、耐震改修、省エネ改修等を行い、長期優良住宅の認定を受けた住宅に対する固定資産税の減額措置が定められたことに伴いまして、規定におきましても必要な条項を追加するなど、所要の整理を行うものでございます。

次に、１９ページから２０ページでございます。附則第１６条につきましては、地方税法



の改正によりまして、軽自動車税において措置されているグリーン特例課税、軽課措置でございます。これにつきまして、重点化を行ったうえで、期間を２年間延長するという法律改正がなされたことから、同様に本町の規定に定めるなど必要な整理を行うものであります。

次に、２０ページから２１ページ、附則第１６条の２につきましては、軽自動車税における賦課徴収の特例について新たに法改正によって定められたことに伴いまして、規定においても同様に定めるものでございます。

次に、２１ページから２２ページ、附則第１６条の３につきましては、地方税法の改正によりまして本則第３３条の改正と同様の理由により、上場株式等に係る配当所得等の課税申告等について明確化する改正が行われたことによりまして、規定においても同様に条文表現等について必要な整理を行うものでございます。

次に、２２ページから２４ページでございます。附則第１７条の２につきましては、こちらも地方税法の改正によりまして、引き続き優良住宅地造成のための土地の譲渡に係る長期譲渡所得に対する軽減措置等課税の特例措置期間が延長されたため、同様に規定においてもその適用期間を延長する内容等必要な整理を行うものであります。

次に、２４ページでございます。附則第２０条の２につきましても、地方税法の改正に伴いまして本則第３３条の改正の理由と同様でございます。特例適用利子及び特例適用配当に係る所得等の課税申告等について明確化する改正が行われたことによりまして、規定においても同様に条文表現等必要な整理を行うものであります。

最後に、２５ページから２６ページでございます。附則第２０条の３につきましても、法改正により、本則第３３条の改正と同様の理由によりまして、条約適用利子及び条約適用配当に係る所得等の課税申告等について明確化する法改正が行われたことにより、規定においても同様に条文表現等、必要な整理を行うものでございます。

なお、今回の専決処分以外の地方税法改正に係る町税条例の改正につきましては、以後の定例会におきまして、ご提案をさせていただき予定でございます。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、承認第３号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成２９年３月３１日に公布され、平成２９年４月１日から施行されることに伴い措置をさせていただいたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げたいと思います。

最初に、まず新旧対象表 1 ページをご覧ください。第 2 条につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第 3 1 条において定められております地方税の課税免除等に伴う措置につきまして、現行の対象事業のうち情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加する法改正が行われたことに伴いまして、本町の条例につきましても法改正と同様に固定資産税における対象事業の変更について整理をさせていただいたものであります。

以上、誠に簡単ですが補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、承認第 4 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 2 9 年 3 月 3 1 日に公布され平成 2 9 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。今回の改正内容は、町長の説明にもありましたように、均等割額及び平等割額、いわゆる応益分、国保税の 5 割軽減、2 割軽減におきましては、軽減判定所得の要件が拡大されるものでございます。具体的には、新旧対照表によりご説明させていただきますので、3 枚目の横長の表をご覧ください。

まず、第 2 3 条第 2 項におきましては、5 割軽減の判定所得の算定において、被保険者数等に乗じる金額を 2 6 万 5 千円から 2 7 万円に引き上げるもの。また、次のページ、第 3 号の 2 割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を 4 8 万円から 4 9 万円に引き上げるものでございます。

なお、この改正による本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算算定時で医療給付費分でいいますと 5 割軽減世帯が 7 世帯、2 割軽減世帯が 1 1 世帯増える見込みとなります。

また、保険税の軽減額といたしましては、全体で約 5 6 万円を見込んでいます。

以上、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきましての補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、承認第 5 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

す。

今回の専決処分につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年3月29日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴い改正を行うものでございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において定められております扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律、給与法と申しますが、これに基づく扶養手当支給額を日額換算したものと定められております。平成28年11月にこの給与法の改正によりまして、平成29年度以降扶養手当支給額が改正されることとなったことに伴いまして、基準政令に定める補償基礎額の加算額についても改定を行うものでございます。

新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第5条の第2項でございますが、ここにつきましては、文言の整理が行われたものでございます。

1枚めくっていただきまして、第3項でございます。こちらにつきましても一部文言の整理もございすけれども、中ほどから扶養親族のある非常勤消防団員等についての金額のほうを記載をしております。現行は第1号から第5号にそれぞれ分かれているところでございますが、今回、第2号におきまして「子及び孫」となっておりますけど、「子」と「孫」にそれぞれ分けまして加算の金額が改正をされたところでございます。これに基づきまして、以降、第3号から第6号いうことで現行の第5号までの部分に一つ挿入したことによりまして、第3号から第6号までということそれぞれ加算額のほうに記載をされております。この加算額につきましては、現行どおりということになってございます。

以上、概要につきまして説明をさせていただきました。補足説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ただ今、上程となりました議案第45号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更について補足説明をさせていただきます。変更の主な要因といたしましては、町長の提案説明にもありましたように当初から予定しておりました高欄の取替工におきまして支柱を固定いたしますアンカーボルトの位置等の状況を確認するため試験的に削孔を行い確認したところ、地覆の鉄筋が支障となることが判明したため、既設鉄筋を避けてアンカーボルトを設置することとし、割付構造計算等を再検討した結果、寸法及び設置方法に変更が生じたものであります。また、地覆につきましても当初は既設高欄の支柱を切断し、切断箇所のみ補修を行い新たな高欄を設置

することとしておりましたが、既設のコンクリート上部に不陸があることから支柱の方向を一定に保つため既設コンクリート上部を全面的にはつり、補修し設置することとしたことから数量変更等が生じ、あわせて金額の増額を行うものであります。

議案書を1枚めくっていただき、2枚目に工事請負契約の新旧対照表、3枚目資料1に変更内容の内訳表としまして、第1回変更請負金額と変更後の請負金額の比較をしております。

資料1中ほどに記載しております直接工事費計、増額分59万439円のうち高欄取替工の支柱アンカーボルトの変更に係る費用が24万115円、地覆調整工に係る費用が35万324円となっております。

もう1枚めくっていただき、資料2に変更数量を記載しております。左側の赤字が変更前の数量であり、その右側に変更後の数量を黒字で記載しております。当初と変更の増減内訳をその右側に記載しておりますのでご確認をお願いいたします。なお、中段、高欄取替工につきましても、当初から延長のみの記載となっておりますので今回変更のありました箇所につきましては下段に詳細を記載しております。

もう1枚めくっていただきまして、資料3には、補修一般図を添付しております。資料の右側が地覆の断面図となっており、右下の赤色で着色している図面が変更前で右側中段に青色で着色しております部分が変更後の地覆調整工の図面となっております。

最後のページ、資料4につきましても、高欄取替工の図面を添付しております。赤色で着色しております箇所が変更前、青色で着色しております箇所が変更後の図面となっております。左側の高欄の配置につきましても、既設支柱の位置、鉄筋の位置、水道管の固定金具の位置等を考慮して配置を検討した結果、支柱配置箇所が変更となり、支柱2本が追加となっております。また、右側は、アンカーボルトの設置の比較図面となっておりますので、ご確認をお願いいたします。以上のことから第1回変更契約金額に103万3,560円を増額し、8,647万7,760円とすることを願います。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第45号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第46号 和解及び損害賠償金額の決定につきまして補足説明を申し上げます。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたが、今回の損害賠償をするに至りました経過といたしましては、児童手当受給者等の所得の状況等を確認するために毎年6月上旬に

送付することとしております、「児童手当・特例給付現況届」を昨年6月10日、金曜日  
でございましたが、送付いたしました。しかし、いわゆるDV等被害者保護の支援措置で  
あります「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を同じ年、昨年の4月13日に受  
理していたにも関わらず、支援措置申出者である母親の転出先の住所が記載された児童手  
当等現況届を支援措置申出書でいうところの加害者である父親へ送付したことに、発送か  
ら2日後の6月12日に担当者が気づき発覚したというものでございます。また、この主  
たる原因といたしましては、児童手当等現況届につきましては、全て児童手当電算システ  
ムにより一度に打ち出しており、警告情報チェックリスト一覧表により対象となる方を確  
認しながら作成しているところでございますが、今回そのチェックリスト一覧表による確  
認ができていなかったこと、また、システム機能等を十分把握していなかったこと等によ  
るものであったと深く反省をしているところでございます。以上のことにより、すぐさま  
相手方に連絡をし、謝罪するとともに、まずは身の安全を確保いただくよう本町及び避難  
先を所管する警察署に連絡し、再転居に向けた対応を講じたところでございます。その結  
果移転先も確保され、その後幸いにも現在まで支援措置申出書でいうところの加害者によ  
る新たな被害等は発生しておりません。そのような状況のもと、和解に向け相手方とこれ  
まで協議を重ねてきたところでございますが、この程、ようやく相手方と町との間で損害  
賠償に係る和解契約を締結できる段階に至ったことから、和解をすること及び損害賠償額  
の決定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。なお、損害賠償金合計  
額の内訳といたしましては、移転先費用といたしまして7万8,160円、引越費用とい  
たしまして12万9,600円、休業補償として43万4,070円、慰謝料として55  
万円の合計119万1,830円でございます。今後は、このような誤りが二度と発生し  
ないようチェック体制をより一層強化するとともに、システムの改修を行うなど再発防止  
に努めてまいります。町民の皆様のご信頼を損なうような事態となり、また、相手方の皆様  
には、多大な不安を与えたことにあらためて心から深くお詫び申し上げ、補足説明とさせ  
ていただきます。ご審議のうえ、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、  
補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算総額に歳入歳出それぞれ26万7千円を追加し、補正後の額  
を109億6,226万7千円とさせていただくものであり、この度の住民基本台帳事務  
における支援措置申出者の住所漏えいにつきまして損害賠償の精算金として支援措置申出  
者に対して支払う額の補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の4ページを、歳出でございますがお願いいたします。この度の補正額でございますが、損害賠償金総額といたしましては、119万1,830円でございますが、転居が急務であったことから転居費用等の概算払金として92万5,588円を平成28年度予算予備費により充用して既に支払っているところであり、残ります26万6,242円を精算金として今回補正により計上させていただくものでございます。なお、損害賠償金合計額の内訳といたしましては、先ほども申しましたが、移転費用といたしまして7万8,160円、引越費用として12万9,600円、休業補償として43万4,070円、慰謝料といたしまして55万円の合計119万1,830円でございます。

次に、戻っていただきまして3ページの歳入でございますが、損害賠償金額の財源といたしましては、雑入に計上しておりますとおり全国町村会総合賠償補償保険制度により措置されるものであり、119万1千円全額を今年度予算において受けることになり、歳入歳出との差額92万4千円につきましては、財政調整基金繰入金を減額することで調整するものであります。

今後は、このような誤りが二度と発生しないようチェック体制を強化しまして肝に銘じて再発防止に努めてまいります。

町民の皆さん、また、相手方の皆様には改めて心から深くお詫び申し上げ、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 専決処分ではありますが、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。一つは、グリーン特例ということで、期間延長ということになるんですが、これまでに特例の適用を受けた車の台数というのは、本町の場合何台あるのかわかっておればお尋ねしておきたいと思います。

それから、上場株式の配当所得の関係と家庭的保育等の保育所の固定資産税の課税標準の特例の関係ですけれども、対象となるような事業所とか町民の方というのはあるのかどうかと。

それから、4点目の新築住宅における固定資産税の減額の関係なんですけれども、これ

の場合についてもですね、これから実施された場合に対象となるということではありますが、何件あると見込んでおられるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 4点の質問で、まず1点目、グリーン課税の実績台数ということでございますけれども、平成28年度ですけれども、全部で225台が実績でございます。

次に、上場株式等の関係でございますけれども、こちらについてはその都度の配当が発生した場合における申告ということになりますので、想定されるというものは現在のところ持ち合わせておりません。

あと、家庭的保育事業の関係ですけれども、こちらにつきましては、本町、該当施設は現在のところ無いということで認識をいたしております。

4点目、新築軽減に係る長期優良住宅の関係ですけれども、こちらについてもこれからの部分でございますので明確な想定値というものは、現在持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 新築住宅の関係で固定資産税の減税なんですけれども、それぞれ昭和57年1月1日以前からと平成20年1月1日以前からというふうに二つそれぞれ該当するわけですが、この固定資産税の減額というのは、それぞれ金額ですね、違ってくるんじゃないかと思うんですけれども、大体どのくらいになるのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 軽減の減額でございますけれども、今回2点ございまして、耐震改修の部分と省エネ改修ということでございますけれども、耐震改修については、三分の二相当額を減額ということであります。同じく熱損失を含めた省エネ改修につきましても三分の二ということで翌年度限りの措置となります。

それぞれ建物によって固定資産税の税額が変わってきますので、統一した額というものはございませんので、いくらになるかという部分については把握いたしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 上場株式の関係ですけど、確定申告書で提出した場合と住民税の申告書によって計算した場合と税額というのは、変わってくるのですか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 上場株式の配当の関係でございます。こちらにつきましては、所得税と住民税でございますけれども、基本的にこういうことが想定されるケースというのは、上場株式の配当を特定口座による源泉徴収で行われている方が、所得税については、総合申告によってその分も含めて申告される場合であっても、住民税については、その源泉で一定の納税といたしますか、終わっておりますので、住民税については、源泉をそのまま適用されるという場合でございますので、税額が減るとか増えるとかということではないと思うんですけれども。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 今回、専決処分ということで、過疎地域における、いわゆる農林水産物等販売業を追加するということになっただけですけども、本町の場合、どういう場合が考えられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

また、この地方税法の関係で京丹波町の場合に対象となった事業所といたしますか、会社というのはあるのかどうか、あわせて伺っておきます。



○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 今回の法改正によります農林水産物等販売業というものにつきましては、まず、過疎地域内において生産された農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域のものに販売することを目的とする事業という定義づけをされておりますので、こういった定義に合致する設備の設置があれば、該当してくるものというふうに考えております。なお、本町における対象事業者ということですが、合併以降ですけれども、既に完了しておる事業者が3事業者、今後行われるのが1事業者ございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の改正は、損害補償の基準を定めるということになつとるんですが、一般職の職員の給与に関する法律に基づく扶養手当支給額を日額換算したものというふうに定められとるということになつとるんですけども、例えば独自にですね、町が金額を設定したということではできないのかどうかという場合。そうした場合には、どういうことが現れるといたしますか、いわゆる補償額を町の財源として手当てせんなんかという、そういうことが起こるのかどうか、1点伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本条例につきましては、補足説明でも申し上げましたように、国の一般職の職員の給与に関する法律のほうに基づきまして、扶養手当額を日額換算したものというふうに定められておりますので、原則この定めによりまして運用はされるものでございます。

なお、本町独自の補償基準等を定めるという場合におきましては、当然、額を定めることでもあります。本町の負担によるというふうにもなるかと思っておりますので、本条例につきましては、国の制度等に準拠した形での改正とさせていただきます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第45号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

原田君。

○8番(原田寿賀美君) 確認をさせていただきたいんですが、この工事に伴いまして2回の変更がされております。特に附属施設として水道施設並びに消防施設が関連しているように伺っておりますが、この期間中に、この二つの施設に対する障害はなかったのか、あるいは現状はどのようになっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長(野口久之君) 山内土木建築課長。

○土木建築課長(山内和浩君) 今、ご質問のありました橋梁に添架されております水道なり消防の管につきましても、現場の請負業者と調整させていただきまして、順調に進んでおりまして、水道、消防施設の添架されております附属の施設におきましても、もう既に完了しておりますので、今後橋梁の残りの補修のほうをかかかっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(野口久之君) 山崎君。

○9番(山崎裕二君) 今回の追加工事、前回の追加工事もそうなんですが、不測の事態に対応しているものやと思うので、特に異議は無いんですが、以前より懸案となっております、今までの承認第2号から第5号まででしたら、地方自治法の第179条に基づく専決処分やったわけですが、このケースでは第180条に基づく専決処分で行っていくことはできない

のかというようなことを今までずっとですね、質疑の中で出てきてるわけですが、それに関してまずちょっと確認なんです、議会の権限に属する軽易な事項でその議決に特に指定したものとあったところが第180条では問題になってくると。そして、第180条に関して言うならば、第180条の提案権は、町にもあると思うがどうかという昭和30年の行政実例に対してですね、答えとしては、町は議長に対して事件を特定して本条の議決を依頼することはできるというふうになっております。したがってですね、提案権は議員にのみ専属するという考え方が行政実例では示されて、予算でも第180条に基づく専決処分を行っているところは議員の側から提案されてきたものというふうに理解しています。そういった所がある中で本町では、そういった第180条の議会の委任による町長の専決処分の事件の指定といたったことができていないわけなんです、今までずっと、今回も上升谷橋2回ですし、丸山橋でもありましたし、この前の地域熱供給の施設なんかでも軽易な事項で追加工事といった形で議会の議決を求めるといったことがあったわけですが、そういったところに関してですね、第180条を使ってですね、委任専決処分にかかることができないのかどうかということがずっと懸案になってきているわけですが、議員にのみ専属するというようなことを示したわけですが、執行部側としてですね、どういった第180条に関する委任専決処分ですね、それに関する認識をですね、どういうふうに持たれているのか、第180条に基づくものがあつたらこういうメリットがある、デメリットがあるといったところも含めて調査、研究、分析をされてるものがあつたらですね、お示しいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 変更契約の専決処分、第180条の件ですけども、現在、私どものほうでも調査、研究を行っているところでありまして、実際のところ、まだはっきりしたところまでは、明確なことまで至っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 議会としてもですね、議員提案なり委員会提案という形でですね、第180条に関して検討を始めるといふことも必要だと思いますので、その時に執行部側からも揉んでいただくような資料をですね、切磋琢磨という形でさせていただけることがですね、委員会の中でもできればいいなというふうに私は考えております。また、その辺も踏まえて協力をいただけたらというふうに私は考えておりますがどうですか。

○議長（野口久之君） 野村監理課長。

○監理課長（野村雅浩君） 調査、研究もこちらもしておりますし、資料提供等、また、お話

があればたたき台という形で示させてもらいますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたい  
と思います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負  
契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第46号 和解及び損害賠償額の決定についての質疑を行  
います。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 本件につきましては、関係者として該当する方が町内に在住されて  
いるということで、かなり慎重でデリケートな取り扱いが必要と考えておりますので問題の  
ない範囲での答弁をお願いしたいと思います。まず、6月12日の実行開始から8月22  
日の引越し完了まで、担当者としては、できうる限りの迅速で安全を求めた事務処理ができ  
ていたのか確認させていただきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 補足説明の資料としてもお配りしているところでございますが、  
6月12日、日曜日でしたが、この件が担当者によって発覚して以降、すぐさま次  
の6月13日でございますが、転出先の役所の方と一緒にですね、ご自宅へ訪問させていた  
だきまして、再転居等今後の対応につきまして協議をさせていただきました。次の日、そう  
いったことの傍ら、こちらの「児童手当・特例給付金現況届」を送付したご主人のほうにも  
出向いて、お出合いできなかったわけですが、届出書につきましては返却していただいたと

ということでございます。その間、本町の顧問弁護士の方、そして相手方さんにも弁護士さんがおられましたのでそういったところで話をし、また、幾度となく弁護士さんの事務所に寄りまして協議をし、なんとか早く転居できます方向で協議をしましてまいったところでございます。それと並行して、こちらの所管する警察署、また、転居先の警察署にも6月12日の当日に連絡をしまして、それぞれの場所の安全確保ということでご依頼をしたところでございます。

その間の動きにつきましては以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 今回の和解に至るまでの経過ですが、今、説明がありましたように双方の弁護士を交えての交渉という経過をお聞きいたしました。その中で、元本町に在住されておった方なんで心配しとんどすけれども、感情的にならずに真摯な対応を認めていただいて今回の和解に結びついたのか、それともかなり激しい言葉で危険を訴えられて和解に導かれたのか、その経過をお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 初めて6月13日にお出会ったわけでございますが、その時には、相手さんもうめがたいことで冷静に対応していただきました。その後も善意の姿勢で対応していただきまして、幸いにも加害者の方からのそれ以上の被害というのもないということで安堵しているところでございます。そういった意味から相手さんにも善意的に対応していただいたと思っております。ありがたく思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 今回の事件発生の原因については、厳しく反省を求めるものですが、その後の処理の経過をお聞きしまして、一定の安堵を覚えたところでございます。今後の対応としまして、そもそも、そのシステムにより出してはならない情報がプリントアウトされるという原因を省みまして、今回のシステム改修によりそのオープン化できない情報がプリントアウトされないというシステム改修は、対策がとられたとお聞きしたんですけども、そのシステムが改修されて運用開始されるタイミングは、いつになりますか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） この度の児童手当の現況届に住所が印字されとったというのが大きな原因ではございます。その部分につきましては、今まで手作業によりその住所を消して送付するというようなことになるんですが、今回京都府の情報システムのほうもその部

分を明記せずに、住所のみを消してプリントアウトするというようなシステムも選択できるようになりましたので、この6月1日現在、今回は6月9日くらいに発送する予定ですが、今回からのものを対象としてそういったシステムに変更したいと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 二、三お聞きをしときたいと思うんですが、この個人情報の漏えいってというのは、非常に大変なことやと思うんです。一方ですね、よく聞きますのが役場の方が、例えば福祉協会の方、障がい者の方ですね、のリストとか、会員に入っていたための案内を出したいんで教えて欲しいって言ったら、それはあかんって言うて、個人情報の管理上あかんというふうに厳しくされるんです。一方では、こういう事故が起きてるのが本当に今の課長のお話では十分反省をして今後こういうことが起きないようにしますとこうおっしゃっているんですけども、私、疑問に思いますのは、この事故が起きてその後の議会ですね、平成28年第3回、それから平成28年第4回、平成29年第1回と議会に報告していただくチャンスというんですか、機会があったはずなんですけども、議会に報告するほど大変でない事故だ、それがそうなんだというように理解をされとるのか、非常に軽易な、軽いミスだというようなご理解なのかどうかということをまず1点お聞きします。

それから、2点目ですけども、システムに対する知識不足と事務に対する職員の方の職務の徹底ができてないということが原因で、今後、こういうことを徹底していきます、ということですが、この経過処理の中ですら、担当者の方に対して、非常に厳しい処分をされているんです。ただ、そこで私が疑問に思いますのは、これ今回起きた関係課長だけの処分になっているということは、その課だけで起きたことなんか、もっと考えれば、京丹波町全体で考えなければならない重大な事故だと、このように思うんですが、何故こういうことになったのか。本来なら少なくとも参事とか、事務を統括しておられる副町長とかも処分の対象になるべきだと思うんですが、そんなに重要でない事故と考えるおられるのか、この点からも非常に疑問に思います。

それから、もう1点、個人情報に対してですね、本当にちゃんとできてんのかどうか。実は、疑問に思ったことがありました。ついででね、休日に郵便物なり町民の方が各役所へ書類を提出されるとき、ポストに入れられます。ポストに入れると屋内に入るシステムと入らないとことあると思うんですが、入らないところは、ポストは確かに施錠はしてあります。ところがね、その施錠はついてます。ついてますけど、その施錠は使ってないっていうか、

入れに行ったら下が開くというような状態ですからね。本来、これ口ではね、個人情報重大に思っているとか、これからも注意をしますとおっしゃてるけども、現実問題として、この土曜日に私が行った所では、そういう状態でした。仕方無いので、ドアの隙間から建物の中へ報告書を入れときましたけどね。せっかくそういうポストがあつて鍵がかかるのに、鍵が直してないのか、どないなっとるのんか知らんけど使ってない。こんなことでね、個人情報をちゃんとやりますとか、これからも注意しますとか、というようなことはできないと思います。それは、今、申しあげましたとおり、処分をされる対象がね、事件が起きたときにその関係者だけにされるさかい、こういうことになるんだと思うんですが、その辺の考え方はどうなのか、この3つをお聞きします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、重大な事件だと認識、当然しております。重大な事件でこそやったんですが、重大な事件に今回繋がらなかったわけですが、極めて危険な状況に置かれていることを勘案しまして、今回の件を加害者といいますか、気付かれたくないというような思いも汲み取りまして、加害者に刺激せずですね、被害者を保護するという観点から、できるだけ公表を控えたというような状況でございました。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本町で取り扱っております様々な個人情報の管理といたしますのは、当然町全体で厳しく管理をしているところではございますけれども、今回の事案を受けまして、更に、庁内各個人情報の取り扱いにつきましては、従前から厳しく徹底するように通達はしておりますけれども、また改めてそういった依頼等もさせていただいているところでございます。

それから、2点目にございました関係者だけの処分というところではございますけれども、今回の処分につきましては、町の職員懲戒分限審査委員会におきまして審議をし、判断をしたところでございます。

それと、3点目の部分でございますけれども、公共施設ということで休日におきまして本庁、支所につきましては開庁をしている状況でございますので、当然書類等提出をいただく際には窓口で受理をさせていただいているところでございます。また、それ以外の出先の機関につきまして、お休みのときにつきましては、ポスト等の設置をしているところでございますけれども、その施錠管理等につきまして、全体の把握ができていないところでございます。改めまして、そういったところにつきましても配慮するように心がけてまいりたいと思っております。



以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、相手もあることですので、公表しないというようなお話でした。しかし、裁判にまでなっている重要な事件ですのでね、あ、そうかそうか、和解の前ですか、裁判の一步手前までいっている、弁護士をたてるまでの状態までいってる話ですのでね、公にしなくっても議会に対して、例えば秘密議会とかいう方法もあるわけですからね、少なくとも議会にはちゃんと報告をしてほしいと思います。今までこういう事案があったとき、何回かそういう話が出てるんですけども、いつも解決してからとか損害賠償が決まってからとか、いわゆる事務処理の段階で報告があります。これは直してもらわんと、なんぼおっしゃったかて、がんばってますとか意識してますとか言うたかて、やっぱりちょっと守れてないからこういう事故が続いて発生するということになるんじゃないかと思えますので、これは担当課長に言っても無駄ですから、少なくとも副町長とか町長のところで1回考えていただいてですね、やはり何もかもオープンにさせていただいて、こういう事故が起きないように町全体で議会も含めてですね、検討していただく方法を是非お願いをしたい、このように思います。

それから、もう1点、個人情報云々の問題で、例えば出先機関のポストなんか見てませんという話ですけど、これ、こんなことで個人情報で管理できますかね。そらちょっと、総務課長、ちょっとこれは私は問題を感じますよ。せっかくポストがあるのにね、それに施錠もついているのにね、傷んだままで放置しているっちゃうのは個人情報、郵便物の個人情報に対する重大さの欠陥、欠けてると思うんですけど、その点の反省は無いんですか。できてないだけで済まされる問題だと思っておられるんですか。

その点、もう一度お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 出先機関のポストの管理等でございますけれども、まずは、出先のそれぞれの機関におきまして、しっかりと管理をするというのが前提となってくるとは思いますけれども、その部分まで徹底をしているかというところにつきましては、現在のところ細部まで徹底ができていない状況でございますので、この点につきましては、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 基本的には村山議員やら言われているとおり、まずい対応もあった。

それが何故再発防止策を練ることになるまで気付かなかったのかというところが、そもそもの問題なんかと思うんですが、該当者もたぶんそない今までいらっしやらなかったと思うんですが、それだけに今回防げたんじゃないかなというような思いもあるんですが、それは今まで言っていたいただいていますんでともかくとして、ちょっとテクニカルなことなんですけど、損害賠償の合計金額の内訳を先ほど言っていたいたんですが、これはアパートに住まわれていた所を、アパートに引っ越された案件なんですか。ちょっとその辺確認させてください。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） アパートからアパートに引っ越された状況です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） そこで思うんですが、前回のアパートにも敷金を払われてると思うんです。で、今回のアパートに移るにあたってまた敷金が払われたと思うんですが、移られたにあたってですね、前回のアパートの敷金分が返ってくる可能性やらもあったと思うんですが、今回の損害賠償金額の中にその辺はどういうふうに反映されているのかということとですね。

あと補足資料でもらった「5」の「懲戒処分の状況」ということなんですけど、「職員懲戒分限審査委員会」で書いてますけど、これ「職員分限懲戒審査委員会」じゃないですかね。細かいことなんですけど、ここに書いてもらうのにそんなよいかげんなことでちゃんと懲戒処分のことが話し合われたのかなということにも繋がってきますので、ちょっとその辺確認していただいて答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 議員さんお見込みのとおり、敷金につきましては、後に返金されるものでありますので、今回は対象外にしております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 資料のほうに掲載をしておりますけれども、正しくは「京丹波町職員分限懲戒審査委員会」でございます。こちらのほうには「懲戒分限審査委員会」というふうに明記しておりますが、申し訳ございません、誤りでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

議案第46号 和解及び損害賠償額の決定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

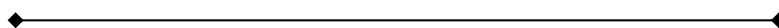
以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成29年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

なお、議会選出委員の推薦報告につきまして、それぞれの議席に配布をさせていただきましたとおり、残された任期も限られておりますことから、基本的に再任ということでお世話になりたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午前10時25分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 篠塚 信太郎

〃 署名議員 山田 均